

労働成果の市場交換 職業概念の前提として

著者	秋山 憲治
雑誌名	静岡理工科大学紀要
巻	28
ページ	1-9
発行年	2020-05-25
URL	http://id.nii.ac.jp/1617/00000257/

労働成果の市場交換

——職業概念の前提として——

Market Exchange of Goods or Services Produced by Workers
: A Prerequisite for the Concept of Occupation

秋山 憲治*
Kenji AKIYAMA

Abstract: This paper is intended as extended consideration to one prerequisite for the concept of occupation. The concept has several prerequisites. Market exchange of goods or services produced by workers is one of the prerequisites. Four types of institutionalized exchange of goods or services are found out. Market exchange is one of the types and the most predominant type over occupations in modern society. Most of occupations are characterized by the institution of market exchange, but the occupations on the civil service, established professions, and so on are done by not only market exchange but also other type. Other type is an important clue to critical reconsideration to the concept of occupation.

1. 労働成果の市場交換への着目

本稿は、市場における労働成果の交換について、社会的実在としての職業におけるその構造的な状況と背景などを考察して位置づけ、この交換を職業概念において一律に所与とみなすことの妥当性を検討するものである。本稿に先立って筆者は3篇の小論、すなわち①「職業における自己実現志向の問題性」、②「職業概念と自己実現イデオロギー」、③「分業の形成と展開——職業概念の前提として——」を公表した¹⁾。これらのうち①②をとおして、筆者は職業における自己実現イデオロギーの実践的問題性と理論的問題性を追究した。前者の問題性は、自己実現イデオロギーが学校教育、キャリア形成、企業経営などをとおして、職業生活の疲弊と職業世界の劣化を看過する機能を果たしていることであり、後者の問題性は、ドイツのBeruf(天職)の観念が日本の社会学に移植され、それを背景に自己実現イデオロギーが職業概念に結びつけられたことによって、理念に偏った概念が定着していることである。そこで、本稿を含む一連の論考では、職業が社会的実在として形成されてきた仕組みに立ち返って、職業概念を再構築することを試みる^{注1)}。

職業概念には、職業という行為が労働の一形態であること、労働の対価として生計維持に充てうる収入をとまなうことなどの明示的な諸前提とともに、分業、労働成果の交換、労働主体の個人単位性、社会的役割の遂行、理念的正当性といった黙示的な諸前提を見出すことができる^{注2)}。これらのうち労働成果の交換——厳密にいえば市場交換——が前提のひとつであることは、家庭内

で行われる家事・育児・介護やボランティア活動が自明のこととして職業から除外されることに示されている。前者の労働の成果は家庭外ではなく家庭内の他者が消費するゆえに、労働の対価をとまなわないからであり、後者の労働の成果は家庭外の他者が消費するが、労働の対価をとまなわないからである。しかしながら黙示的な諸前提は、黙示的であるがゆえに、社会学の視点からは見過ごされがちだった。この黙示的な諸前提のうち、まず分業を取り上げた論考が③である。分業以外にもいくつかの前提があるが、本稿では③に次いで、市場における労働成果の交換を取り上げることにする。

2. 交換の全体性と諸形態

労働成果の交換、そしてその成果を生み出す行為としての労働を、現代では経済以外として認識されるさまざまな活動から切り離して取り上げられがちである。もちろん物々交換でもなく特定目的貨幣を用いた交換でもなく、多目的貨幣を用いて市で売買する労働成果の交換であれば、他の活動から独立させて別個に扱うことは、これまでの経済学においても経済政策においても主流である。それが「社会に埋め込まれた経済」ではなく「社会から分離した経済」の一部分としての交換だからである。

しかしながら、さまざまな時代の前近代社会でも、さらに近代化以降の社会でも、労働成果の交換を経済以外とされる諸活動とは無関係なものとして把握できるのであろうか。たとえば、「聖なる活動」や「感情労働」^{注3)}から生み出された労働成果の交換を、どのように把

2020年4月14日受理

* 情報学部 情報デザイン学科

握するかという点である。前者は、消費者（クライアント、市民）に対して専門家あるいは公権力の威信を發揮する一方で、消費者からは、職業従事者の私利私欲ではなく社会の普遍的理念の体現が要求される労働であり、後者は、消費者と何らかの対人接触の形をとる種類の職業において、技術的に適切で良好なサービスにとどまらず、消費者を情緒的に満足させる心のこもったサービスが要求される労働である。

こうしてみると、現代のすべての労働についてではないものの、労働成果の交換を他の諸活動をも包含した全体的な交換として再考することは有用である。前述した「社会に埋め込まれた経済」とは、現代では「経済」とよばれる活動のシステムが、「経済」以外とされる諸システムから分離せず、それらのシステムからの副産物であり、前近代の部族社会では親族関係のなかに埋め込まれていたことを指している²⁾。「親族とか政治のような、経済学でいうところの、いわゆる『外因性』ないし『経済外』的な要因といった便宜的な知識も、現実の部族社会においては、経済過程の仕組みそのものにはかならない³⁾」ということである。すなわち、労働、生産、流通、交換、消費などの「経済」的とされる活動が、信仰、婚姻、権威や威信の發揮、償い、規範への同調、親族関係、コミュニケーションなどの「非経済」的とされる活動とともに、総体としての社会の構造に埋め込まれて存立してきたことである。たとえば、メラネシアのクラにおいては、宗教的・儀礼的な規則にもとづいて首飾りと腕輪の贈答が行われたことと並行して生活必需品の交換が行われたことは、B. K. マリノフスキの研究により周知のとおりである。また、今村仁司は、観念と事物を対人間、対自然、対人工物においてやりとりする相互行為全体を交易として把握し、宗教倫理に関連づけて労働を自然との間における相互行為でもあることを指摘した⁴⁾。これらの観点をふまえると、現代における労働成果の交換も、交換の全体性の観点からとらえると「非経済」的な交換を内在化させていても不思議ではない。

このように交換の全体性をふまえると、交換の形態的な多様性を整理する必要が生じる。すると市場交換は、交換の形態に関する諸類型のうちのひとつにすぎないものとして位置づけられている。たとえばK. ポランニーは、「互酬」「再分配」「交換（市場交換）」の3類型を提起し⁵⁾、E. R. サービスは、互酬性を核に置いて「否定的互酬性」「均衡的互酬性」「総合的互酬性」の3類型を提起し⁶⁾、小田亮は「贈与交換」「分配」「再分配」「市場交換」の4類型を提起した⁷⁾。

ポランニーによる3類型は、個人の行為ではなく、経済を統合する制度化された人と財の移動であり、またその移動に関するパターンあるいは図式であって、統治の性格や文化の理念を類型的に描き出したものではないとされる。3類型のうち互酬は、2つ以上の対称的な性

格をもった集団の存在を前提としている。再分配は、小集団にも大集団にもみられ、集団内で財を集め集団内に財を配る営み——貯蔵から管理的処分までの幅をもつ——を司る「中央」の確立が不可欠とされる。交換とは、任意にバーターで取り引きする財の交換ではなく、任意の利得の目的にそって制度化された市場というシステムに依拠した交換を指している。つまり財の交換としての交易一般ではなく、市場交換を指している⁸⁾。3類型から、贈与に当たる分配という類型が除かれているのは、分配が個人相互間の財の移動にとどまり、再分配のうちの一局面には該当しても、それ自体が経済を統合する形態に至っていない、とみなすからであろう。

財貨、好意、労働の交換について、サービスの「否定的互酬性」は利己的な利益を追求する交換の原理であり、市場交換を含むが窃盗や没収も含んでいる。「均衡的互酬性」は、等価性を確保し、当事者どうしが満足することを目指す交換の慣習として、財の譲渡・贈与と同等の財の返還・返礼が行われる原理である。これは、一般的な意味での互酬と交易（市場交換のひとつの原形にあたる物々交換と特定目的貨幣による交換）を包含している。「総合的互酬性」は、利他的・愛他的に提供する原理であり、交換過程の局面の相違に応じて分配または一部の再分配に相当する。これは、いつかは返礼があつて均衡がとれることを、あくまで抽象的に期待する交換であり、返礼の受け取りは意図されていない⁹⁾。

小田は、「交換による互酬性こそ人間社会を社会たらしめるもの」として「互酬」を広くとらえているため、交換の下位類型としては「互酬」の代わりに「贈与交換」を提起している。ポランニーとは異なって小田は、分配を、個人相互間の財の移動にとどまらず、経済を社会的に統合する形態のひとつとして位置づけている^{註4)}。そして、交換における負い目の肯定と否定との相違、分節集団間における交換と分節集団内における交換との相違を組み合わせて4類型を位置づけ、「交換の四角形」を描き出している¹⁰⁾。

以上の三者が指し示す交換類型の内容の重複を考慮し、ここでは分配、互酬、再分配、市場交換の4類型に整理する。

分配は、贈る側・受け取る側の当事者間で将来贈り返すことが期待されない意味において、純粹な贈与を意味する。この贈与と交換されるものは、親近感、謝意、好感などである。受け取った側に負い目が生じて存続するのであれば、将来的に互酬へ転換する可能性を孕んでいる。

互酬は、贈る側・受け取る側の当事者間で将来贈り返すことが相互に期待される交換であり、交換の等価性が当事者間で主題化される。贈る行為と送り返す行為との間に時間の経過が存在するわけである。贈る行為と送り返す行為との同時性が生じれば、等価性にもとづいた

物々交換に接近し、互酬の一局面、すなわち贈る行為または贈り返す行為の一方だけを取り上げれば、分配に接近する。

再分配は、第1段階として一種の管理中枢（権力または権威をもった人物または組織体）に財貨を集約してから、第2段階として、将来の返礼が期待されることなく贈与される間接的な分配である。分配を受ける側は、管理中枢の正当性や善意・温情の具現として認識しやすく、再分配を執行する側はこの認識を権力や権威の再生産に利用できる。つまり再分配では、執行する側に対して受ける側が提供する信頼感や承認や支持と、再分配物が交換されるのである。もちろん第1段階では、最終的に再分配を受ける側が財貨を提供しているのも、それが管理中枢で調整され、第2段階では提供者に対して均等または不均等に還元されるわけである。

市場交換は、損得勘定の態度や需要・供給関係を基本とし、多目的貨幣を用いた商品取引であり、交換における等価性を不可欠とする。交換する当事者間にパーソナルな対人関係を必要としない。交易（物々交換や特定目的貨幣を用いた交換）は、市場交換のひとつの原形に当たるが、発展段階論的に交易が市場交換へ変化するとは限らない。

市場交換は原則として共同体外の関係において生じる。一方、分配、再分配は原則として共同体内で生じる。ただし分配は共同体外との関係でも、次章で述べるとおり生じる場合があると考えられる。互酬は共同体内でも共同体間でも生じる。市場交換が圧倒的に優勢な現代社会であってもそうである。以上述べた交換の諸形態とそれら相互の関係性については、労働成果の市場交換に関連づけて次章で詳述していく。

3. 労働成果の市場交換

(1) 労働成果の交換

形態の相違からみた交換の4類型、すなわち分配、互酬、再分配、市場交換の4類型にもとづくと、前近代社会における労働成果の交換は、分配、互酬、再分配が優越するなかで、市場交換あるいはその一原形としての交易（物々交換や特定目的貨幣を用いた交換）も同時に展開していた。これらの交換類型は、社会の構造原理として、相互に補完的であった場合と、矛盾を内包していた場合の両面があったと考えられる。

分配については、狩猟採集社会における獲物の肉の分配が明らかにされている。獲物であるから狩猟という労働の成果である。分配する対象者の範囲と優先基準は、狩猟での役割、分配の場所、分配過程の段階などに応じて、部族や共同体ごとに多様だったとされる。たとえば、狩人自身によって開始される分配と他の狩人によって開始される分配、親族関係にもとづく分配と個人の親しい関係にもとづく分配、義務的な分配と自発的な分配な

どの相違である¹¹⁾。この例が共同体内での分配にあったのに対して、近代化途上までみられた巡礼の旅人や物乞いの生活困窮者に対する食物の提供は、共同体外への分配に当たると考えられる。この食物提供は、収穫物という農作業の成果や調理品という家事労働の成果を割いて、共同体外の者——食物提供者の認識では、他の共同体の構成員というよりも異人に近い人物——へ分配したことを意味する。

互酬については、メラネシアにおけるクラが有名である。首飾りと腕輪が島から島へ環状に移動する形で儀礼的に贈答されるのであるから、首飾りと腕輪自体は物語と歴史に裏づけられた威信を核とした関係財の性格が強い。ただし、この贈答にはカヌーの建造と船団の遠洋航海が必要であるから、贈答には労働成果の交換が内在している。一方、共同体内ではあるが、かつて日本の農村で広範にみられた「ゆい（結）」は、慰労の催しなどを除いてほとんどが労力の互酬に当たる。村落民が相互に労力を提供しあって田植え、稲刈り、屋根の葺き替えなどを集中的に行ったことが、代表的な「ゆい」の表現形である。田植えや稲刈りは比較的短期間のうちに「ゆい返し」、すなわち労力の貸借完結が可能であるが、屋根の葺き替えなどは長期間のうちに労力の貸借完結を実現することによって、単発の贈与ではなく互酬が成り立っていた。

再分配については、経済人類学では、首長が共同体構成員から労働成果を提供させて、集中的に管理し、共同体の維持や構成員の福利のために労働成果を還元する仕組みが、例として挙げられることが多い。しかし支配構造が確立していくにつれて、共同体構成員から提供された労働成果が、首長による私物化あるいは統治のために手段化されて、再分配に充てられる部分が減少していったであろう。また、共同体の構成員全員に行き渡らない場合、あるいは均等に行き渡らない場合が、あったと考えられる。個々の構成員からみれば、提供にほぼ釣り合うだけの還元は確保されなかったであろう。

また、かつて日本の農村では、共同体の管理下で、住民が篠竹刈りなどの労力を提供して入会地の雑木林などを維持し、また住民に対して、柴刈り、落ち葉集めなどでは独り占め禁止の適切な利用を促す慣行がみられた。これらは、篠竹刈りなどに提供された労力の集約と柴や堆肥用落ち葉という労働成果の再分配に当たるであろう。

市場交換あるいはその一原形としての交易については、前述したクラに並行して生活必需品の物々交換であるギムワリが行われたことが、その一例である。ギムワリはクラとは異なって、実利を求めて相手を固定せず、労働成果を取り引きする関係に当たる。また、近代化途上の日本の農村では、自給用の農耕に従事しつつも農閑期に木炭、漁網、竹籠などを副業的に製作して市で販売

すること、あるいは稲、大豆、根菜などの自給用作物と菜種、棉花、藍などの換金用作物の両方を栽培し、後者を出荷することが行われていた。市での販売も出荷も労働成果の市場交換に該当する。

これらの交換形態のうち複数の交換形態、特に市場交換と他の交換形態が、対内的であれ対外的であれ一共同体において同時展開することは、相互補完的な関係だったのか、矛盾を包含する関係だったのか注意を要する。

たとえばその立地上、自給できない労働成果を市場で入手することによって近代化途上の共同体が存続していた場合、その市場交換は自給生産に対して補完的な機能を果たしていたはずである。しかし、商品経済の浸透下で自給用作物の生産を削減しつつ、換金用作物の生産を増大させたことによって、凶作時には飢餓に直面するリスクを潜ませていた場合、自給生産と市場交換とは矛盾を包含していたはずである。もちろん、市場経済の浸透が弱い段階であれば、換金用作物の生産は副次的な重みにすぎないため補完的な機能であろう。近代化した農村の家族が、農産物を市場に出荷する一方で、都市部居住の親族にときおり贈る場合、出荷（市場交換）と贈与（分配または互酬）は、外集団と内集団とを明確に区別した対応として両立しうる。

しかし、近代化が浸透中の社会で、たとえば集落内の名家が、自家生産した餅米を用いて自宅上棟式で祝いの餅撒きをしたが、参集した地域の一般住民から謝意、好感などの精神的見返りがなく単なる利得目的の餅拾いにすぎない場合、無償の餅撒き（分配）と市場交換に慣れた参集者の利得目的とは一致していない。また、コミュニティの知人にときおり釣果を配っていたが、その知人が贈られた魚を売却して利益を得ていた場合、この贈与（分配）と転売（市場交換）との関係には、善意のすり替えとして矛盾を生じている。これらの例は、分配の原理と市場交換の原理との間に矛盾が生じたことを示している。

相互に補完しつつ、あるいは矛盾を包含しつつ、前近代または近代化途上の社会において労働成果の交換は、労働成果以外の交換、地縁・血縁関係、信仰・祭礼、地縁組織、支配秩序などと絡み合っ包括的な社会構造をなしていた。つまり労働成果の交換が独立した仕組みや現象として存立していたわけではない。たとえば、農村におけるゆい（結）自体はほぼ労力の交換——したがって労働成果の互酬——に当たるものの、ゆい（結）の構成員は親族、近隣、気の合う仲間、あるいは講仲間など、さまざま人的結合基盤に依拠していた。そして、そのような共同性の強い社会関係のもとで農業用水の配分、入会地の維持、冠婚葬祭、檀那寺や鎮守社・産土社の祭礼などが担われた。また、頼母子講のような相互扶助の地縁組織が活動する一方で、地主・小作関係に集約される土地所有と統治機構に連なる有力者の権威などが複合

して、集落の全体が構造化されていた。つまり労働成果の交換も、このような全体的な構造の中に埋め込まれて機能していたのである。しかし労働成果の市場交換が優勢になるにつれて、この構造が変容したことはいうまでもない。

（2）労働成果の市場交換

労働成果の市場交換は、市場で評価される金銭的な価値を労働成果に与えることになる。この価値は、物質的財貨やサービスがもっている本来の使用価値を、まったく反映しない場合さえ生じうる。したがって、極端な安値で売られていた携帯電話機を見て「これを作った人はどう思うだろう」と人々が戸惑ったり、いわゆる「豊作貧乏」で野菜や果物が大量廃棄されることを知って「もったいない」と人々が感じたりするのである。

また、労働成果の市場交換は、その労働が社会的な性質を強めることでもある。家庭内や集落内といった面識のある他者ではなく、その範囲を超えた見知らぬ他者がその労働成果を消費することが前提になる。つまり労働をとおして直接・間接につながる世界が拡大するから、その労働成果が影響を及ぼす人的範囲も拡大する。市場交換によるこの社会的な性質の強まりが、労働成果に対する生産の責任を増大させる一方で、見知らぬ他者に対する劣悪な労働成果の生産や詐欺的な交換といった悪意を誘発する。そこで、労働成果のあり方について、法や倫理といった形で、当該社会全体に対して普遍的に適用される規範的要請が生じるのである。

さらに労働成果の市場交換は、ニーズがみえない労働成果の生産を動機づける。使用価値が疑わしい物質的財貨やサービスであっても稀少性の効果を狙って生産する行為、あるいはニーズが存在していなくても洗脳的に消費欲求を刺激してニーズを意図的に作り出して生産する行為が、その例に該当する。

それでも労働成果が市場交換されることは、近代化した社会では主流であり、根幹の原理として構造化している。たとえば現代の日本社会では、「統計基準 日本標準職業分類（平成21年12月設定）」において、自家消費のために生産し現物収入を得る労働が職業の範疇から除外されていること、最低賃金額の決定でさえ労働力の需給状態がそれに影響を及ぼし、最低賃金制度の本来の趣旨を弱めていること、などに現れている。

とはいえ、労働成果のすべてが市場交換されているわけではない。家庭内の家事・育児・介護労働の成果は無償贈与（分配）され、ボランティア活動の成果も無償贈与（分配）されている。近代家族のもとでは、家庭内の家事・育児・介護労働の成果は、家族・親族内で貸借が完結する互酬ではなく、家族・親族内で純粋に贈与される分配の性格を有している。また、必要経費を受益者・利用者が負担する有償ボランティア活動も一部存在しているが、その場合であっても提供した労力自体は無償

であるから分配に該当する。もちろん職業活動による労働成果は、そのほとんどが最終的に市場交換をとおして消費者に到達している。封建社会における職分とは異なって、近代化のもとで形成された職業という労働の形態は、必然的に労働成果の市場交換と整合する。

しかし、現代でも労働成果の市場交換とは異なった原理で機能している職業活動がある。職業従事者全体に占める割合がきわめて小さい例ではあるが、家政婦・家政夫、ハウスマイド、執事、個人家庭料理人、家庭教師、ベビーシッター、各種の住み込み従業員などには、雇用契約が不明確なまま私的な対人関係にもとづいて、特定の個人または個人の家庭に雇用され就業している場合がみられる。このような場合、その労働成果が当初から他の消費者に向けられる可能性が排除されている、労働市場の標準的な賃金額が反映されないなど、私的に限定された交換の性格を帯びており、市場交換の仕組みから外れがちである。

一方、職業従事者に占める割合が比較的大きい例として、公務と高度な専門職業を挙げることができる。これらの職業群は、もちろん市場交換の原理が機能していると同時に、市場交換以外の原理、すなわち公務の場合は再分配、高度専門職業の場合は分配も機能しつつ、その労働成果が消費者に到達している。公務の職業は、集団の統合や秩序の維持、構成員の保護などを司るため、高度な専門職業は、生命の尊厳・健康、法的正義、真理、神仏の善などの理念の形で一種のイデオロギー性を帯びているため、その労働成果は本質的に市場交換になじまない部分を抱え込んでいる。

公務の職業の場合、その労働成果が直接にせよ間接にせよ市民との間で市場交換されることはない。納税や水道料金等納付のなかに、労働成果を享受した対価が含まれているからである。しかし、たとえば国家公務員では人事院、地方公務員では人事委員会が、民間企業・民間団体の賃金動向にもとづいて調整した一般職公務員の給与額を勧告し、その勧告をふまえた議案を議会が決定する仕組みになっている。つまり労働成果が市場交換される民間企業から、明らかに影響を受けている。

その一方で、「公務員＝高給取り」という誤解や妬みが自営業者や中小企業労働者の間に潜在した。その潜在的な意識を背景として、1980年代の行政改革以降、一部のマスメディアや政治勢力が「高すぎる公務員給与」というキャンペーンを展開できたのである。首長などの特別職公務員や議員に対しても、報酬や活動経費について情報公開が重視され、第三者機関や市民団体からの監視が定着している。また、首長や議員に対しては、「井戸堀政治家」という人物像を期待する市民も依然としてみられ、公務員全体に対しては、「公僕」であることが法的にも倫理的にも要求されている。つまり、その労働成果が全面的に市場交換される構図を社会が許容しない。

公務員の労働成果は、市場交換とせめぎ合いつつも、それとは異なった原理で消費者と交換されることが、社会に構造化しているのである。

高度な専門職業の場合、その労働成果は市場交換の原理にもとづいて交換される性格を部分的に有している。たとえば医師・歯科医師業務における公的医療保険外の診療（自由診療）や弁護士業務における依頼人との委任契約がそうである。公的医療保険外の診療をめぐって、当時の日本医師会が1971年に保険医総辞退を一時強行したことがある。また厚生労働省が混合診療（保険診療と保険外診療との混合）の適用拡大を推進中である。また日本弁護士連合会の弁護士報酬基準が、弁護士法改正にもとまって2004年に廃止された。背景と理由はともあれ、これらの動きは市場交換への志向性を内在化させているとみなすことができる。

ただし高度な専門職業は公益性を社会から要求されるため、その労働成果が全面的に市場交換の原理に組み込まれることはない。医師・歯科医師については、公的医療保険の診療報酬制度が幅広く適用され、機能している。弁護士については、日本弁護士連合会が、規程によって弁護士または弁護士法人ごとに報酬基準の作成を義務づけている。市場交換の適用に対する抑制は、潜在的・顕在的クライアントである市民の間にも存在しており、「坊主丸儲け」「医は算術」「悪徳弁護士」などの反面教師的な職業像がこれまで人口に膾炙してきた。裏を返せば、これらの職業像は、高度な専門職業の労働成果が市場交換の原理に全面的に染まらないよう求める社会の価値体系を反映している。

近代化以降の市場という巨大な力の存在によって、あらゆる労働成果に市場交換の原理が浸透したかにみえるが、それは全面的ではない。もちろん、公務や高度な専門職業であっても、市場交換の影響から逃れられない。しかし市場の論理とは相容れない価値体系が部分的にせよ社会に深く根づいているため、全面的に市場交換されない労働成果、あるいは部分的にしか市場交換されない労働成果を生み出す職業が社会に構造化され、消えることなく存続している。

4. 労働成果の市場交換と職業概念

(1) 労働成果の社会的有用性と市場交換

職業は社会的有用労働の一形態あるいは一種とされている。たとえば「日本標準職業分類（昭和54年12月改訂）」「日本標準職業分類（昭和61年12月改訂）」および「日本標準職業分類（平成9年12月改訂）」では、「社会的に有用な仕事」という文言で職業の性格が規定されている^{注5)}。しかしながら、すべての職業が社会的に有用であると短絡的に規定することはできない。それにもかかわらず市場交換は、現存するほとんどの職業が社会的に有用であるとイデオロギー的に正当化する仕

掛けをともなっている。当事者どうしの自由な意思にもとづく交換が成立すること自体が、市場交換された職業の労働成果が社会的に有用であることの証しである、という逆転した論理である。裏を返せば、社会的に有用ではない職業の労働成果は、市場交換が成立しないはずだ、という論理である。各種の職業の現場においてこの論理が日常的に語られたり、自覚されたりしているわけではないが、労働成果の市場交換の正当性が主題化されるたびに、繰り返し構成され言説として表明される論理である。

この論理が職業概念にどのように作用しているかを検討するため、職業をはじめとする労働の社会的有用性とは何かを追究しなければならない。抽象的にいえば、その社会の生産力総体の形成に寄与することが、労働の社会的有用性である。より具体的にいえば、労働の社会的有用性とは、①労働という行為の目的における社会的有用性を指すのか、②労働の過程を規定する状況における社会的有用性を指すのか、あるいは、③行為の結果すなわち労働の成果における社会的有用性を指すのか、を問う必要がある。

①では、遊びとは異なって労働は本来的に目的合理的な行為であるから、ある職業の目的が社会的有用性をもたない場合、その目的を果たすための職業という行為が社会的に有用な労働に該当しなくなる。たとえば、その行為自体を楽しむことを目的とする労働は、従事者の自己満足にすぎないから社会的には有用ではない、というとらえ方である。②では、労働の過程が社会的な正当性を欠いた状況に規定されている場合、その職業という行為が社会的に有用な労働に該当しなくなる。たとえば特定の薬物や酒類を無許可で生産する労働は、労働する当事者が納得していても、また、その薬物や酒類に対するニーズが一部あるとしても、当該社会の支配的な価値体系に反していたり支配的な規範から逸脱していたりするから、社会的に有用ではない、というとらえ方である。③では、ある職業の労働の成果が社会的有用性をもたない場合、その職業という行為が社会的に有用な労働に該当しなくなる。たとえば粗悪品や欠陥商品や劣悪なサービスを生み出した労働は、社会的に有用ではない、というとらえ方である。

これらのとらえ方のうち①は、労働の社会的有用性について妥当なとらえ方ではない。なぜなら、社会的に有用な生産を意図しても、労働の所産が社会的有用性を欠く場合が少なからずあるからである。たとえば、幅広い人々に受け入れられることを意図して生産したものの、結果的に限られたニーズしかなかったことが判明し、廃棄せざるをえなくなる産物がある。反対に支配者の私的な充足のために生み出された建造物や芸術作品が、後世において結果的に幅広い人々に充足感を与えることはしばしばみられる。②も妥当なとらえ方ではない。なぜ

なら、社会的な正当性を欠いた状況下で労働の過程が展開していても、生み出された労働の所産が社会的有用性をもたないことに直結しないからである。たとえば法律にもとづいた登録手続きを欠いた者によって製造された塩であっても、その塩自体に欠陥や粗悪性がなければ、社会的有用性があることは否めない。

一方、③は労働の社会的有用性の本質を示している。労働の成果についての社会的有用性は、その成果を生み出した労働の社会的有用性を端的に表すのである。たとえば使用に耐えない産物や利用されないサービスを生み出す労働は、労働に従事する者あるいはその労働を統括する者の意図にかかわらず、社会的に有用な労働には該当しない。また、その種の労働は、当該社会の支配的な価値体系や規範の下で労働の過程が展開しても、社会的に有用な労働には該当しない。もちろん労働の成果は、その労働が終了した時点で社会的有用性が実体化するとは限らない。私的記録としてあるいは有力者への献上品として遺された著作物が、後世において広汎な愛読書として普及する場合は、その一例である。

労働の成果が、その労働の社会的有用性を示すとしても、「社会的」な有用性とは何を指すのかを問う必要がある。有用性とは、主体の欲求を満たす客体の性質ととらえるなら、人間にとって普遍的な有用性をもった労働成果が一部あるとしても、すべての労働成果について、何が有用であり、何が無用であるかという一律的な区別は不可能である。そこで労働成果を、労働した本人が消費することではなく、他者が消費するか否かという点から、有用・無用の区別ができる。すなわち他者による消費というニーズ充足の客観化をもって、その労働成果を有用とみなすことができる。このような観点に立てば、たとえ有用性という表現を直接に用いていなくとも、労働成果の有用性という意味がある程度明確化する¹²⁾。

しかしながら、一方の他者は消費し、他方の他者は消費しない場合、その労働成果が有用であることの根拠は不明確である。換言すればそのような労働成果は、消費する他者にとっては有用であっても、社会的に有用であるか否かが不明である。たとえば世帯内で自給自足的に完結する労働成果や、特定の雇い主に対するメイドの労働成果が社会的に有用であるか疑わしい。そこで、労働成果をどのような他者が消費するか、すなわち消費者の範囲という角度から、労働成果の性質の差異を分析することが必要になる。

ところで、ある従事者個人の労働成果は、現象としては、人数の多寡にかかわらず特定の範囲内の他者が消費するのであり、一部の職業における可能性を除けば、すべての社会構成員が実際に消費することはない。公務の職業のように理念として公共性が強調される職業であっても、その労働成果は社会構成員ではなく公権力への寄与に傾斜する場合もみられる。全体社会の構成員すべ

てが実際に消費する労働成果はむしろ稀である。

しかし、たとえば燃料ガスを供給する職業の場合、特定の地域範囲の契約者に供給しているとはいえ、実際に消費する他者の範囲が地域と契約によって限定されているという現象をもって、その労働成果に社会的有用性が欠けているとはいえないであろう。同様に病院医師の職業の場合、主治医として特定の入院患者を担当しているとはいえ、実際にその診療サービスを消費する他者の範囲が一定期間において限定されているという現象をもって、その労働成果に社会的有用性が欠けているとはいえないであろう。

すなわち従事者個人の労働成果を実際に消費する顕在的な消費者の範囲よりも、労働の性質上、同種の労働成果を消費する可能性をもった潜在的な消費者の範囲と、その範囲を根拠づける論理が肝要なのである。その論理には、次のとおり4タイプあると考えられる。その論理が労働成果の社会的有用性の意味を示している。

それは、①存続機能としての社会的有用性、②市場的価値としての社会的有用性、③普遍的ニーズ充足としての社会的有用性、④理念的実践としての社会的有用性である^{注6)}。これらの論理は、社会科学のさまざまな所説だけでなく、社会構成員の認識においても、労働成果の社会的有用性とは何かという点をめぐって、並存しつつせめぎ合う四つの核をなしている。

これらのうち、労働成果の市場交換は、②によって潜在的な消費者の範囲を根拠づけられている。すなわち、市場的価値で評価される労働成果は、自由な交換をとおしてあらゆる他者が消費する可能性を備えているから、社会的に有用という論理である。その可能性が狭められている実態があるのは、市場における自由な交換が、何らかの「不合理」な原因で制約されているから、とみなす論理である。

もちろん現代における大部分の職業の実態は、きわめて限定された消費者をもつ職業から、限定されない広範な社会構成員を消費者とする職業まで、範囲の差異が著しい。たとえば地域限定販売の物品を生産する職業、会員制のサービスを提供する職業、高価な奢侈品の生産・販売の職業などは、限定された範囲の消費者をもっている。対照的に、国家公務、公共交通・通信・マスメディア関係の職業などは、一般的に広い範囲の消費者をもっている。また経営体間と経営体内における複雑な分業・協業のため、たとえば原材料生産企業における事務従事者の労働成果のように、消費者の範囲が不明確な職業も多い。

ところが、実態としては当該社会の一部の構成員だけが消費しうる労働成果を生み出す職業であっても、市場における労働成果の自由な交換が肯定されることによって、社会構成員全員が消費する可能性をもった労働成果という論理が形成されている。その労働成果が市場的

価値基準で評価されることによって、普遍的な範囲の消費者をもつ労働として擬制的に性格づけられてしまうのである。

(2) 労働成果の市場交換と職業概念

これまで本稿では、一般に非経済的行為とされてきたタイプの交換をも包含する交換の全体性、市場交換だけではない交換の諸形態、労働成果に関するさまざまな形態の交換、そして労働成果の市場交換の重みと限界について検討した。また、職業の社会的有用性という観点から労働成果の市場交換を考察した。

その結果、確かに近代化以降は労働成果について市場交換が圧倒的に優勢といえる。多少でも市場交換の性質を帯びていなければ、職業としてみなされない状況に至っている。労働成果が他の形態の交換形態ではなく市場交換へと向かわた圧力は、近代化の過程を経て、かつて「職業」とみなされなかった活動にも浸透した。自給自足的な農業から商品生産の農業への変化がその代表例である。この浸透は、労働といえば第一義的に職業労働を指す認識が遍在する現状に現れている。

その一方で、市場交換に全面的に染まることが社会から許容されない労働成果が存続している。公務の職業の労働成果や高度専門職業の労働成果がその例である。つまり「聖なる活動」とされた労働成果は、再分配や分配といった原理が一定程度機能しているため、市場交換が全面的には浸透できない構造を持ち続けている。「聖なる活動」のイデオロギーと市場交換の論理とは、整合しがたい部分が存在するからである。

また、労働成果に対する市場交換の浸透は矛盾を生み出している。たとえば、公務の職業や高度専門職業の労働成果には、市場交換の仕組みが全面的には浸透できない構造——現象的には市民やクライアントから寄せられる理念的な期待でもある——と、市場交換に規定された構造——他の大部分の職業にはこの性質が強固に組み込まれている——との矛盾が存在している。また、「感情労働」の労働成果は、市場交換に依拠しつつも、そこで吸収しきれない性質が顕在化したことを反映している^{注7)}。

しかしながら労働成果の市場交換は、さまざまな労働への浸透にとどまらず、イデオロギー的な正当化の作用をともなっている。市場交換される労働成果は、誰でも参加できるはずの自由な交換をとおしてあらゆる他者が消費する可能性を備えているから社会的に有用である、という論理が形成されているのである。市場交換される労働成果が、普遍的な範囲の消費者をもつ労働成果として擬制的に性格づけられ、社会的に有用なものとしてイデオロギー的に正当化されている。

以上をふまえると、労働成果の市場交換は、ほとんどの職業については職業概念の黙示的な前提になっていることが否めない。それゆえ、その活動の成果が市場交

換されて収入さえ得られれば、労働以外の活動でも職業とみなす誤解が、人々の間に生じている。

たとえば不動産オーナーや個人投資家が、そのような誤解の例である。また、標準職業分類における職業の範囲のような操作的な職業概念において、自給自足労働、家庭内の家事・育児・介護労働、ボランティア活動などは、その労働成果が市場交換されない以上、職業の範囲から除外されている。その一方で、洗脳的に消費欲求を刺激してニーズを意図的に作り出す労働、劣悪な物品やサービスをもたらす労働などであっても、そのような性質は捨象され、その労働成果が市場交換される限りは職業の範囲に含まれている。

このような職業の範囲の把握は、形式的とはいわゆるもの実用的な職業認識として社会に影響を及ぼしている。その成果が市場交換される労働は職業の一種であり、その成果は社会的に有用なはずであるというイデオロギ一的な正当化も、その認識を補強している。しかし前述したとおり、労働成果の市場交換によって規定されない部分が、一部の職業では消えずに存続している。市場交換によって規定されない部分は、一部の職業に混在したまま存続するのか、むしろ本来的にほとんどの職業に沈潜しているのか、職業の主流としての市場交換に吸収されていくのか、あるいは職業以外の労働や準職業的な労働の中で展開していくのか、職業と労働の行方を見通すうえで注目に値する。職業は近代化した社会における主流の労働形態であるが、むしろ労働成果の市場交換を黙示的な前提としがたい労働が、職業概念を再考するうえで重要な手がかりになると考えられる。

注

注1) 再構築が必要な理由の詳細については、小論③の第1章を参照。

注2) 黙示的な諸前提の詳細については、小論③の第2章を参照。

注3) 「聖なる活動」とは「集合体の統合や秩序に関わる社会的活動」を指し、「長い間世俗的な意味での職業とは同一視されることがなかった」と指摘されている¹³⁾。一方、感情による敬意の表明は、贈り物の交換という意味を帯びていると指摘されている¹⁴⁾。

注4) 純粋な贈与がありうるのか、実は贈与ではなく互酬でないのか、という疑問も提示されている¹⁵⁾。

注5) 「統計基準 日本標準職業分類(平成21年12月設定)」では「社会的に有用な仕事」という文言は記載されていない。

注6) ②市場的価値としての社会的有用性以外の①③④のタイプは、以下のとおりである¹⁶⁾。

①存続機能としての社会的有用性: 機能的な社会構成の観点から、社会的分業システムのもとに存在しているあらゆる労働成果は、その成果を特定の個人ないし

集団が消費するのであっても、その労働成果が存在している以上は、社会を構成している当該個人ないし当該集団の存続に対して促進的な機能を果たしている——促進的な機能を果たしていなければ存在できない——はずだから、間接的にはあっても社会的に有用という論理である。他の②③④の論理に比較してやや消極的な論理である。

③普遍的ニーズ充足としての社会的有用性: 普遍的ニーズという観点から、誰でも消費するような種類の労働成果は、あらゆる他者に共通するニーズを充足させることによって社会構成員各人に対して寄与しているから、社会的に有用という論理である。たとえば衣食住、医療、水道水、燃料などのうち基本的な部分へのニーズは、誰にでも共通するという考え方である。

④理念的実践としての社会的有用性: 理念的正当性の観点から、当該社会における主導的な価値の実現とみなされる労働成果は、現状では限定された他者が消費しているとしても、本来的にはあらゆる他者が消費するにふさわしい労働成果であるから、社会的に有用という論理である。この論理は、新しい主導的な価値の確立、あるいは旧来からの主導的な価値の維持をめざして、高度な専門職業、行政、社会貢献活動などによる社会構成員への働きかけという動態のなかで展開する論理である。

注7) 松尾秀雄は、贈与と市場における交換との連続にもとづいた共同体原理と市場原理との混合が普遍性をもっていると指摘している¹⁷⁾。

文献

- 1) 秋山憲治「職業における自己実現志向の問題性とその背景」『静岡理工科大学紀要』第23巻(2015年)。——「職業概念と自己実現イデオロギー」『静岡理工科大学紀要』第25巻(2017年)。——「分業の形成と展開——職業概念の前提として——」『静岡理工科大学紀要』第26巻(2018年)。
- 2) Polanyi, Karl, *The Livelihood of Man*, 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済 I ——市場社会の虚構性——』岩波書店、1980年、104-119ページ。
- 3) Sahlins, Marshall, D., *Tribesmen*, 青木保訳『部族民』鹿島研究所出版会、1972年、164ページ。
- 4) 今村仁司『交易する人間——贈与と交換の人間学——』講談社(学術文庫)、2016年、55-62ページ。
- 5) Polanyi, 玉野井・栗本訳、前掲書、89ページ。
- 6) Service, Elman, R., *The Hunters*, 蒲生正男訳『狩猟民』鹿島研究所出版会、1972年、24ページ。
- 7) 小田亮『構造人類学のフィールド』世界思想社、1994年、66-67ページ、74ページ。
- 8) Polanyi, 玉野井・栗本訳、前掲書、88-99ページ、

230 ページ。

- 9) Service, 蒲生正男訳、前掲書、24-35 ページ。
- 10) 小田亮『構造人類学のフィールド』世界思想社、1994年、74-99 ページ。
- 11) 岸上伸啓「狩猟採集社会における食物分配——諸研究の紹介と批判的検討——」『国立民族学博物館研究報告』第 27 巻第 4 号、2003 年、734-736 ページ。
- 12) Rothman, Robert, A., *Working :Sociological Perspectives*, Prentice-Hall,Inc.,1987, p.5.
Hall, Richard, H., *Sociology of Work : Perspectives, Analyses and Issues*, Pine Forge Press,1994, p.5.
- 13) 中野秀一郎『プロフェッションの社会学』木鐸社、1981 年、10 ページ。
- 14) Hochschild, Arlie, *The Managed Heart, :Commercialization of Human Feeling*, 石川准・室伏亜希訳『管理される心——感情が商品になるとき——』世界思想社、2000 年、87-91 ページ。
- 15) 今村仁司『交易する人間——贈与と交換の人間学——』講談社（学術文庫）、2016 年、121-141 ページ。
仲川直毅「贈与と交換に関する一考察」『名城論叢』第 14 巻第 1 号（2013 年）、188-191 ページ。
- 16) 秋山憲治『誰のための労働か』学文社、2004 年、193-194 ページ。
- 17) 松尾秀雄『市場と共同体』ナカニシヤ出版、1999 年、300-307 ページ。